

○伊東温泉観光・文化施設東海館の利用料金の減免基準に関する要綱

令和7年7月7日

伊東市告示第179号

(目的)

第1条 この要綱は、指定管理者が行う伊東温泉観光・文化施設東海館の利用料金の減免について、伊東温泉観光・文化施設東海館条例（平成13年伊東市条例第28号）第8条の規定によりその基準を定めることを目的とする。

(減免の基準)

第2条 指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、伊東温泉観光・文化施設東海館の利用料金を当該各号に定める基準により減免することができる。

- (1) 年齢18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が利用するとき。 減額又は免除
- (2) 市内に住所を有する者が利用するとき。 減額
- (3) 本市が主催する行事等に利用するとき。 免除
- (4) 本市が共催する行事等に利用するとき。 減額又は免除
- (5) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が、行事等に利用するとき。 免除
- (6) 市内の小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が、行事等に利用するとき。 減額又は免除
- (7) 市長が活気ある観光・文化のまちづくりに資する行事等であると認め、市長と指定管理者があらかじめ協議により合意するものに利用するとき。 減額又は免除

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。